

県営林産物の郵送による入札参加の手引き

森林整備課森づくり担当

新型コロナウイルス等、感染症の感染拡大を予防する新しい生活様式の実践に向けた取り組みとして、県営林産物の入札等については、下記のとおり郵送による入札参加も認めることとしています。

郵送による入札参加希望者は、公告、資料等を御確認の上、入札に御参加ください。

記

1 郵送による入札参加の定義

栃木県環境森林部森林整備課が行う県営林産物の公売に係る一般競争入札のうち、郵送により入札に参加するもの。

2 入札の参加方法（郵送・持参共通）

(1) 入札参加申請書（別紙様式 1）の作成

入札公告等に記載の公売物件への入札に参加を希望する場合は、入札参加申請書（別紙様式 1）（以下「申請書」という）を提出すること。

申請書は、競争入札参加資格者名簿に登録されている契約等権限者名で作成すること。

契約等権限者とは、代表者又は契約権限を委任している場合は受任者をいう。

なお、申請書への押印は不要とする。

(2) 申請書の提出

電子メールにより入札公告等で指定する入札参加申請書提出期限までに以下の提出先に提出すること。

なお、提出時の表題は、「入札参加申請書 物件名 物件番号 開札日」とすること。

提出先：shinrin-seibi@pref.tochigi.lg.jp

3 郵送による入札書の提出

(1) 入札書の作成・記載方法（郵送・持参共通）

入札書は、入札公告等に添付の様式を使用し、競争入札参加資格者名簿に登録されている契約等権限者名で作成すること。契約等権限者とは、代表者又は契約権限を委任している場合は受任者をいう。代理人名で入札書を作成し提出する場合は委任状が必要となる。

入札書の日付は開札日を記載すること。

入札書に、くじ番号とする任意の 3 桁の数字（001～999）を忘れずに記入すること。

【記載例】

くじ番号 3 4 5

(2) 入札書の提出

ア 郵送の方法

- ・ 「一般書留」、「簡易書留」又は「配達証明」による郵送とする。
- ・ 入札書の到着期限は、入札公告等に記載している期限とする。期限までに到着しない入札書は無効とする。
- ・ 郵送による入札に要する費用はすべて入札参加者の負担とする。
- ・ 参加する入札物件が1件の場合も、必ず入札書を内封筒に封入し、契約等権限者の印（代理人が提出する場合は代理人の印も可）で封かんの上、外封筒に入れ郵送すること。

イ 内封筒について

内封筒には以下の①～⑤の項目全てを記載の上、郵送すること。

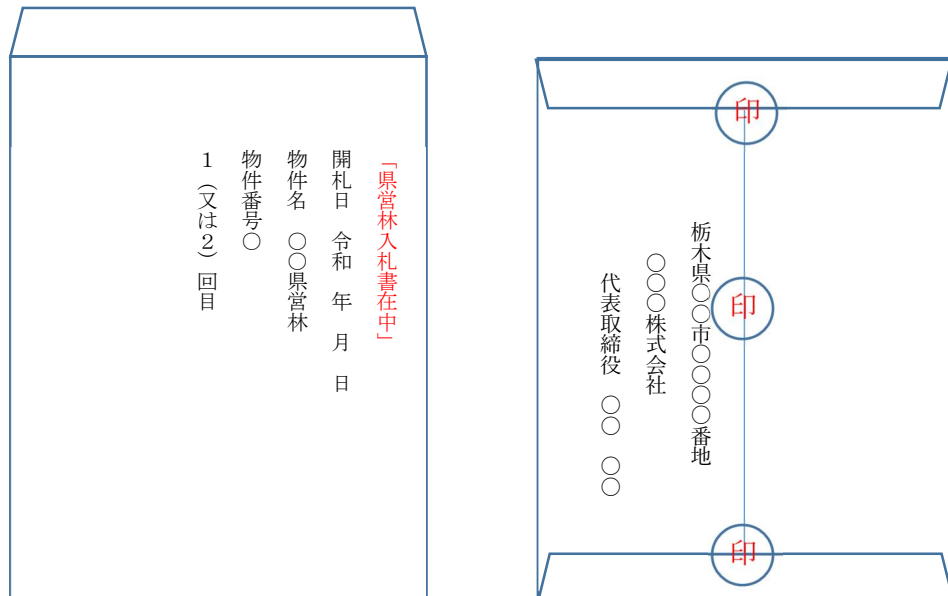
【内封筒の記載項目】

- ① 「県営林入札書在中」朱書
- ② 開札日
- ③ 物件名
- ④ 物件番号
- ⑤ 入札回数（1回目又は2回目）

※ 回数の記載の無いものは、1回目として扱う。

※ 複数の入札書を同時に郵送する場合は、入札書1枚（物件数及び入札回数）ごとに別々の内封筒に封入すること。

【内封筒の記載例】



【内封筒の封入書類】

入札書

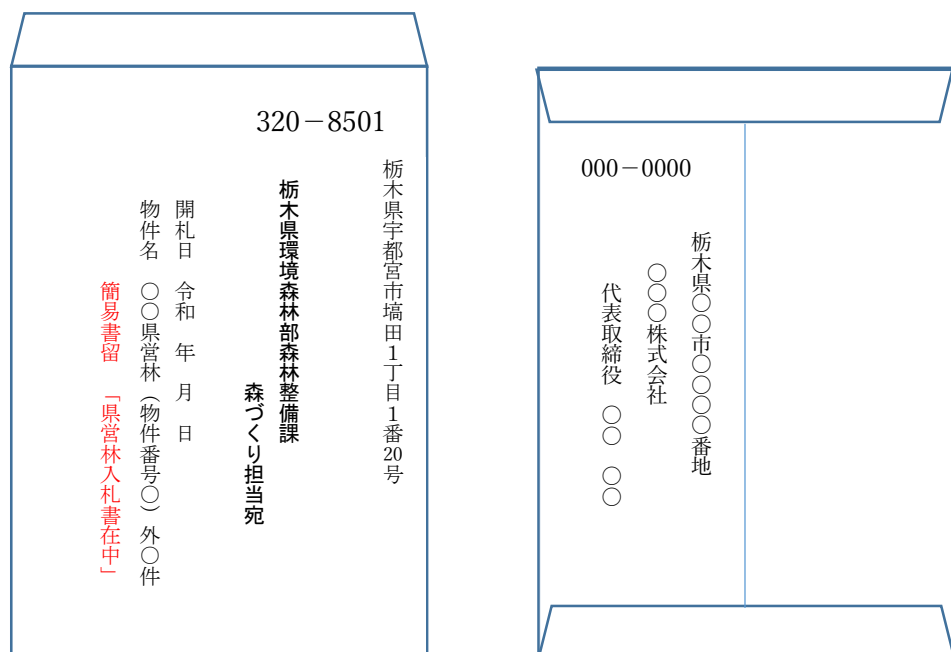
ウ 外封筒について

外封筒には以下の①～⑥の項目全てを記載の上、郵送すること。

【外封筒の記載項目】

- ① 開札日
- ② 物件名（複数の場合は代表箇所のみで可）
- ③ 物件番号（複数の場合は代表箇所のみで可）
- ④ 「県営林入札書在中」朱書
- ⑤ 一般書留、簡易書留又は配達証明 朱書
- ⑥ 入札参加希望者の住所又は所在地、商号又は名称及び代表者職・氏名

【外封筒の記載例】



【外封筒の封入書類】

内封筒（入札書を封かんしたもの）、委任状（代理の場合）、誓約書

エ 郵送先

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

栃木県環境森林部森林整備課森づくり担当 宛

4 入札書の取り扱い

一度提出（受理）をした入札書は、差し替え及び再提出は認めない。

また、内封筒の記載をもっては物件を特定できない場合又は入札参加資格の確認の結果入札参加が否となった場合は、その者が提出した入札書の開封は行わず、入札書は無効とする。

なお、入札が中止又は取消しとなった場合、入札書は返却しない。

5 入札の辞退について

入札を辞退する場合は、入札書到着期限までに入札辞退届（別紙様式 2）を郵送又は持参にて提出すること。

到着期限までに入札書が届かない場合は入札を辞退したものとみなす。

6 開札の立会い

当該入札に関係のない職員を立ち会わせて開札を行うものとし、郵送による入札参加者の立会いは求めない。なお、郵送による入札の参加者が立会いを希望する場合は、開札日の前日までに森林整備課まで連絡をすることにより、開札に立ち会うことができる。その際に代理人に立会いをさせる場合は開札日の当日に委任状を提出すること。

7 入札回数

2 回までとする。1 回目の入札の結果、落札者がいなかった場合は、直ちに 2 回目の入札を行う。

8 同額入札の場合

開札の結果、落札となるべき同価格の入札をしたものが 2 者以上あるときは、入札書に記載された任意のくじ番号を用いて、くじにより落札者を決定する。

このため、くじ番号は持参・郵送にかかわらず、あらかじめ入札書に記載すること。

なお、くじ番号の記載がない場合、数字が不明瞭な場合のくじ番号は「000」とする。

【くじの方法】

(1) くじ対象者を業者名称の「あいうえお」順に並べる。

(2) (1)に、0 から順に余り番号を付す。

1 文字目が同じ場合は 2 文字目の「あいうえお」順とする。

(3) くじ対象者の入札書に記入されたくじ番号の総和を算出する。

(4) 算出された数値をくじ対象者数で除し、余りとなる数値を創出する。

(5) (2) で付された余り番号と (4) で創出された余りの数字が一致した業者を「落札」とする。

○以下に 3 者が同額入札となった場合の事例を記す。

No.	業者名	くじ番号	余り番号
1	(株)うつのみや林産	123	0
2	(株)とちぎ林業	679	1 落札
3	にっこう森林	000	2
	くじ番号合計(A)	802	
	(A) ÷ 3 (くじ対象業者数)	267(余り 1)	

※上記の例では「(株)とちぎ林業」の落札となる。

9 開札結果の通知

落札者を決定したときは、落札者へ通知するほか、入札結果を栃木県のホームページで公表する。